

鳥取県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（精密地形調査）
- 2 作業地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町
- 3 終了年月日 平成23年3月31日